商品概要説明書

変動金利型定期預金　変動金利定期預金[単利型]

2025年4月1日現在

商品名		変動金利定期預金[単利型]
販売対象		法人・個人
期間		定型方式(1年、2年、3年) 満期日指定方式…1年超3年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入	(1)預入方法	一括預入
	(2)預入金額	1円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利	変動金利 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%)により計算します。
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金		個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
付加できる特約事項		個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率)。 個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表(4)の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表(4)の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

東京東信用金庫

商品概要説明書

変動金利型定期預金　変動金利定期預金［複利型］

2025年4月1日現在

商品名		変動金利定期預金［複利型］
販売対象		個人
期間		3年 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入	(1)預入方法	一括預入
	(2)預入金額	1円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利	変動金利 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算
税金		利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項		自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率）。 マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、別表(4)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

東京東信用金庫

定期預金の中途解約利率一覧

別表(4)変動金利定期預金

単利型	[定型方式]1年、2年 [期日指定方式]1年超3年未満	
	預入期間が6か月未満の場合	解約日の普通預金利率
	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%
	預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%
単利型／複利型	[定型方式]3年	
	預入期間が6か月未満の場合	解約日の普通預金利率
	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×20%
	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×30%
	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×30%
	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×50%
	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×50%

(注)小数点第4位以下切捨て

東京東信用金庫